

北九州市立商工貿易会館

関係法令等

令和 6 年 8 月

北九州市産業経済局

産業政策課

○地方自治法（抜粋）

第14条（略）

②（略）

③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第15条（略）

② 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第98条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

二 予算を調製し、及びこれを執行すること。

三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。

四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。

五 会計を監督すること。

六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。

七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。

八 証書及び公文書類を保管すること。

九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

第199条（略）

②～⑥（略）

⑦ 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財

政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

⑧ 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

⑨～⑫ (略)

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で5万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

(分担金等の徴収に関する処分についての審査請求)

第229条 普通地方公共団体の長以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第2項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

5 第2項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、同項の処分については、裁判所に出訴す

ることができない。

(督促、滞納処分等)

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3～12 (略)

(契約の履行の確保)

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

(現金及び有価証券の保管)

第235条の4 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(以下「歳計現金」という。)は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金(以下「歳入歳出外現金」という。)には、利子を付さない。

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。)において、その者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

5 前3項の場合においては、次条第4項及び第5項の規定を準用する。

6 第1項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成3年法律第90号）の規定は、これを適用しない。

9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

（私人の公金取扱いの制限）

第243条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244 条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3 分の2 以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244 条の4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第244 条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前2 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第244 条の4 普通地方公共団体の長以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第2項の規定による諮問をしないうち同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(包括外部監査人の監査)

第252 条の37 (略)

2～3 (略)

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるもの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているもの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるもの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第244 条の2 第3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

5 (略)

(第199 条第7 項の規定による監査の特例)

第252 条の42 普通地方公共団体が第199 条第7 項に規定する財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、普通地方公共団体が出資しているもので同項の政令で定めるもの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているもの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、普通地方公共団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるもの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は普通地方公共団体が第244 条の2 第3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについての第199 条第7 項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

2～6 (略)

○北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、産業観光施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「産業観光施設」とは、農林漁業、商工業その他の産業及び観光の振興を図り、又は消費者の利益を擁護する等住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう。

（設置）

第3条 市は、別表第1のとおり産業観光施設を設置する。

（使用又は利用の許可）

第3条の2 産業観光施設を使用又は利用しようとする者は、あらかじめ市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。））に使用又は利用の許可を行わせる産業観光施設にあつては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 産業観光施設の設置の目的に反するとき。
- (3) 産業観光施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、産業観光施設の管理上支障があると認められるとき。

（使用又は利用の許可の取消し等）

第3条の3 市長は、前条第1項の許可に係る使用又は利用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、使用若しくは利用を制限し、又は使用若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により使用又は利用の許可を受けたとき。

（使用料及び手数料）

第4条 市は、別表第2の左欄に掲げる産業観光施設の使用又はこれらの施設に関する事務で特定の者のためにするものにつき、同表の中欄及び右欄に定める使用料又は手数料を徴収する。

（使用料及び手数料の減免）

第5条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

（利用料金）

第6条 別表第3の左欄に掲げる産業観光施設を利用しようとする者は、当該施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該施設に係る指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表第3の中欄及び右欄に定める額(国民宿舎にあっては、同表の中欄に定める額又は同表の右欄の規定により算出して得た額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。))の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(使用又は利用の制限等)

第8条 市長は、産業観光施設の利用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用若しくは利用を拒み、若しくは制限し、又は施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により使用し、又は利用したとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) その他施設の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(指定管理者)

第9条 市長は、産業観光施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該産業観光施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手續)

第9条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該産業観光施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い産業観光施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認められたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第9条の3 指定管理者が行う産業観光施設の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 産業観光施設の維持管理に関すること。
- (2) 産業観光施設の使用又は利用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い産業観光施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第9条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、産業観光施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第9条の6 市は、管理を指定管理者に行わせる産業観光施設について、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令(以下「指定の取消し等」という。)を行ったときは、当該指定の取消しの日から当該産業観光施設の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、当該産業観光施設の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の使用又は利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

3 第1項の場合において、当該産業観光施設が別表第3の左欄に掲げる産業観光施設であるときは、市は、当該産業観光施設の使用につき、第6条の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を徴収する。

4 別表第3の規定は、前項の使用料について準用する。

(委任)

第10条 この条例に規定するもののほか、産業観光施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第11条 詐欺その他不正の行為により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

別表第1(第3条関係)

施設の種 類	目的又は事業	名称	位置
商工貿易 会館	商工業及び貿易に関する相談、情報提供等の事業を行うとともに、中小企業団体及び貿易関係団体に対し、相互の連携を図る場を提供するこ	北九州市立商工貿易 会館	北九州市小倉北区古船場町1 番35号

	とにより、商工業及び貿易の振興を図る。		
--	---------------------	--	--

別表第 2(第 4 条関係)

施設の種類	使用料及び手数料			備考	
商工貿易会館	事務室及びショールーム使用料	1 平方メートルにつき	月額 2,150 円	使用料は、使用する月の末日までに納入すること。 使用期間が 1 月に満たない場合の使用料は、日割計算とする。	
	ホール及び会議室使用料	—	9 時～17 時	17 時～22 時	次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。) 会議室 A 面積が 100 平方メートル以上の会議室をいう。) 会議室 B 面積が 100 平方メートル未満の会議室をいう。 多目的ホールについて、使用面積が 2 分の 1 以下のときは、規定使用料の 2 分の 1 を徴収する。 営利のための即売会を主たる目的とする使用に係る使用料は、規定使用料の 5 割増を徴収する。
		多目的ホール	1 時間又はその端数ごとに 10,800 円	1 時間又はその端数ごとに 13,000 円	
		エントランスホール	” 2,500	” 3,000	
		会議室 A	” 3,500	” 4,200	
		会議室 B	” 1,100	” 1,300	
		特別会議室	” 1,500	” 1,800	
	器具使用料	音響設備	1 時間又はその端数ごとに 800 円		
		映写設備	1 時間又はその端数ごとに 1,000 円		
		移動式ステージ	5 台以内	1 回	1,500 円
5 台を超える 1 台ごとに	”		300		

○北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）

第 1 条 産業観光施設の供用時間及び休業日は、別表第 1 のとおりとする。

（設備・器具使用料）

第 2 条 別表第 2 の左欄に定める設備・器具を使用したときの使用料の額は、同表の右欄に定める額とする。

（設備・器具の利用料金）

第 3 条 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 6 号。以下「条例」という。）別表第 3 の展示場、関門海峡ミュージアム、旧大阪商船、旧門司三井倶楽部、門司港レトロ観光物産館、旧古河鋳業若松ビル及び農事センターの設備・器具の利用料金に係る規則で定める額及び冷暖房設備の利用料金に係る市長が定める額は、別表第 3 のとおりとする。

（駐車場の利用料金）

第 4 条 条例別表第 3 の展示場の駐車場の利用料金に係る規則で定める額は、別表第 4 のとおりとする。

（利用料金の額の承認の告示）

第 5 条 市長は、条例第 6 条第 3 項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

（指定管理者に管理を行わせようとする産業観光施設の概要等の公表）

第 6 条 市長は、産業観光施設について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする産業観光施設の概要、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第 9 条の 2 第 2 項の場合においては、この限りでない。

（指定管理者の指定の申請の添付書類）

第 7 条 条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定管理者の指定の告示）

第 8 条 市長は、産業観光施設について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者の事業報告）

第 9 条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する産業観光施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

（雑則）

第 10 条 この規則の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 1 条関係)

産業観光施設の種類	供用時間	休業日	備考
商工貿易会館	午前 9 時から午後 10 時まで	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日	市長が特に必要があるとき、休業日若しくは供用時間を変更し、又は臨時に休業日を指定することができる。 休日とは、 <u>国民の祝日に関する法律</u> （昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。

○商工貿易会館管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号。以下「条例」という。）及び北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）に定めるもののほか、北九州市立商工貿易会館（以下「商工貿易会館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の条件)

第2条 市長（指定管理者が行う業務にあつては、指定管理者。以下同じ。）は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて使用を許可することができる。

(使用者の守るべき事項)

第3条 使用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用目的のために認められた物品以外の物品を展示し、販売し、又は持ち込まないこと。
- (2) 定められた場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (3) 許可なくして、壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (4) 許可を受けた施設及び設備・器具以外のものを使用しないこと。
- (5) 器具等を場外に持ち出さないこと。
- (6) 場外から飲食物を持ち込まないこと。

(入場の制限)

第4条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) めいていしているとき。
- (2) 定員を超える使用をしたとき。
- (3) 危険物の使用を伴う使用をしようとしたとき。
- (4) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる使用を行う場合であつて、これに対する対策が十分でなく、他の利用者や一般市民に危険がおよぶおそれがあるとき。

(使用の申請)

第5条 商工貿易会館を使用しようとする者は、商工貿易会館使用申込書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、商工貿易会館の使用を許可しない。

- (1) わいせつな行為その他善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号の一に該当するときは、商工貿易会館の使用の許可を取消し、又は使用を停止することができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により使用の許可を受けるとき。
- (2) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。

(3) 宗教的宣伝活動のための使用をしようとしたとき。

(4) 過去において施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示に従わないおそれがあるとき。

(5) 犯罪行為又は犯罪を讃え、あおり、そそのかす等の行為をしたとき。

2 前項の規定に基づく使用の許可の取消し又は使用の停止によって使用者が受けた損害については、市の賠償の責めを負わない。

第7条の2 商工貿易会館の施設の使用料は、事務室を除き、第5条の許可の際納入しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りではない。

(私用光熱水費等使用料)

第7条の3 商工貿易会館の事務室及び目的外使用における光熱水費及び共益費は、実質使用料とし、使用者の負担とする。

2 光熱水費は、使用者ごとにメーターを設置して使用料を徴収する。ただし、これにより難い場合は、面積、人員等を算定の基礎として金額を定める。

3 共益費（清掃・保守・警備委託等の経費及び共用部分の光熱水費）は、面積、人員等を算定の基礎として定めた使用料（月額 930円/m²）を徴収する。

(使用料の不返還)

第8条 既納の使用料は原則として返還しない。ただし、使用日の15日前までに届け出た場合は、既納の使用料は返還する。

(使用料の減免)

第9条 条例第5条の規定に基づく使用料の減免は、別表1に定めるところによる。

2 使用料の減免を受けようとする者は、商工貿易会館使用料減免申請書を提出しなければならない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は使用が終わったとき、又は第7条の規定により使用の許可の取消し若しくは使用の停止を受けたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

2 前項の規定により返還するときは、速やかにその旨を係員に届け出て、点検を受けなければならない。

(転貸等の禁止)

第11条 使用者は、商工貿易会館を使用する地位を譲渡し若しくは転貸し、又は市長が許可した使用目的以外の目的に使用してはならない。

(損害賠償)

第12条 使用者が建物及び設備を滅失し、又はき損したときにおいて、原状回復ができないときは、市長の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成9年10月31日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日から適用する。

別表第1

区 分	減免の対象となるもの	減 免 率
北九州市が主催又は共催する 行事に使用する場合	ホール、会議室及び設備・器 具の使用料	50%
商工業及び貿易の振興を図る 目的で使用する場合	上記に同じ	20%

商工貿易会館施設概要

1 施設概要

- (1) 名称 北九州市立商工貿易会館 (TEL: 541-2184、FAX: 541-2185)
- (2) 所在地 北九州市小倉北区古船場町 1 番 3 5 号
- (3) 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート地下 1 階地上 7 階塔屋 2 階
- (4) 敷地面積 3, 195. 33 m²
- (5) 建築延床面積 7, 703. 00 m²
- (6) 施設内容 エントランスホール、多目的ホール、会議室 (3 室)、管理室、警備員室、事務室 (R6.8.1 現在、17 団体が使用)
- (7) 開館日 昭和 60 年 1 月 7 日 (築 39 年)
- (8) 設置目的 商工業及び貿易の振興を図るために設置された行政財産

2 管理体系について

商工貿易会館は、平成 18 年度より指定管理者制度を導入。現在は、北九州商工会議所が指定を受けている。

- ・平成 18 年度～平成 20 年度・・・北九州ふよう㈱
- ・平成 21 年度～平成 25 年度・・・北九州商工会議所
- ・平成 26 年度～平成 30 年度・・・北九州商工会議所
- ・平成 31 年度～令和 6 年度・・・北九州商工会議所

(1) 指定管理者について

- 名称 北九州商工会議所
- 所在地 北九州市小倉北区紺屋町 1 3 番 1 号
- 業務内容
- ・施設の維持管理
 - ・施設利用に関する許可、使用料徴収・納入業務

3 収支 (令和 5 年度決算)

(1) 支出 76,862 千円

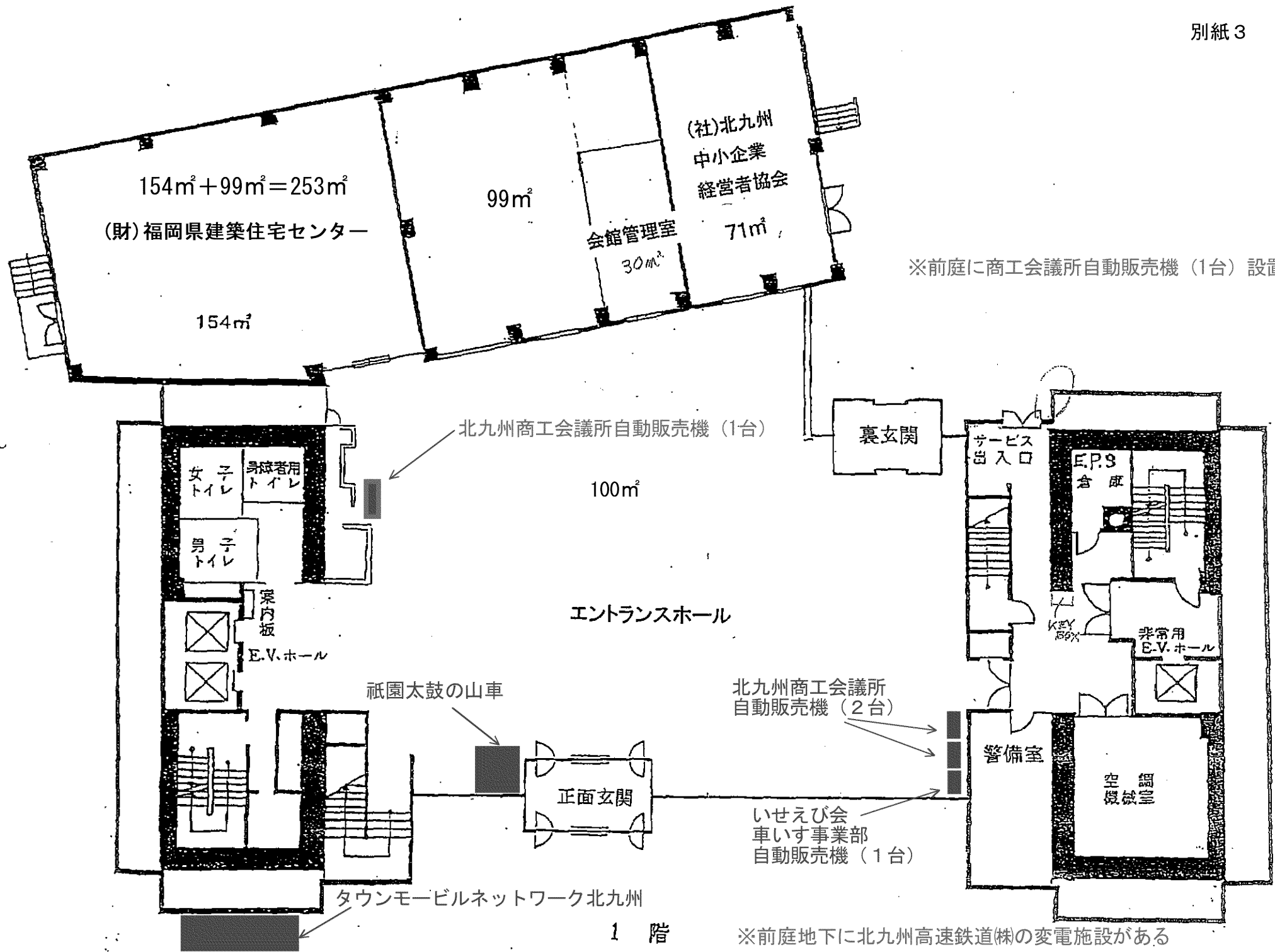
- ・指定管理料 (委託費) 73,089,000 円
- ・委託料 3,773,000 円
 - ①北九州市立商工貿易会館 3～7 階トイレ改修設備工事実施設計業務委託 1,826,000 円
 - ②北九州市立商工貿易会館 3～7 階トイレ改修工事実施設計委託 1,947,000 円
- ・工事 なし

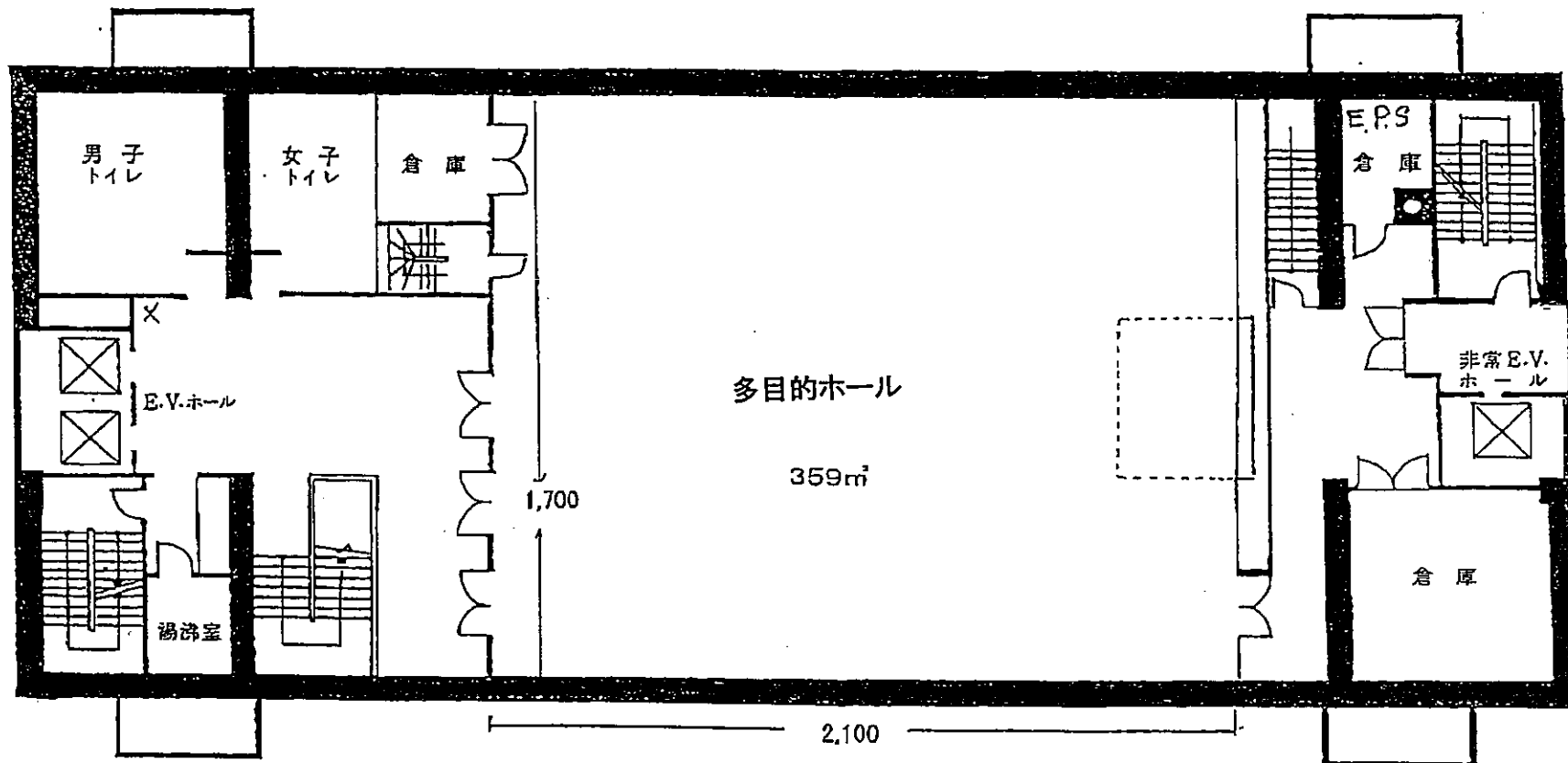
(2) 収入 77,007 千円

- ・会議室等使用料 14,584,173 円
- ・テナント使用料 34,359,161 円
- ・光熱水費 28,063,914 円

4 会議室の稼働率

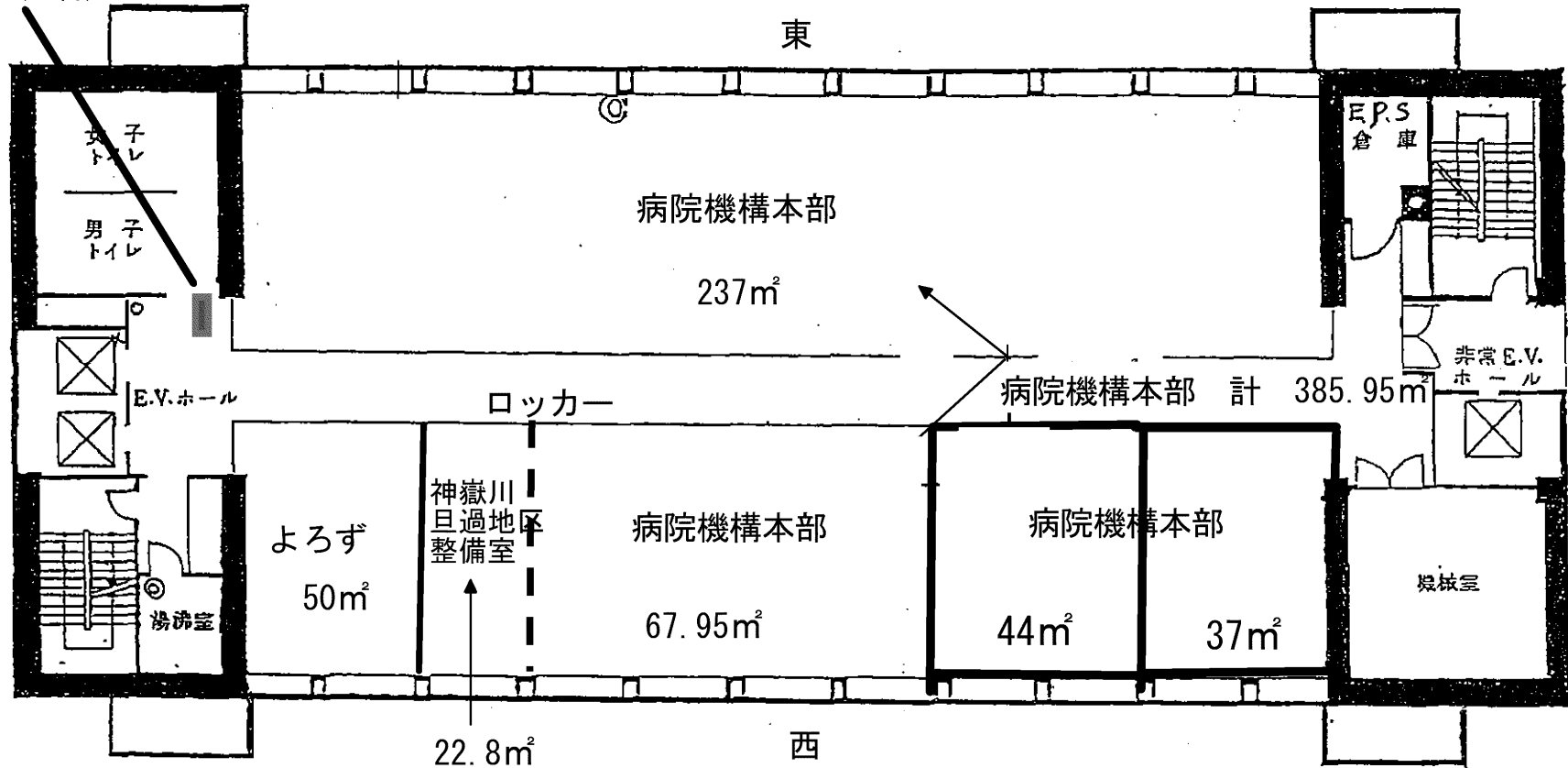
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
33.8%	42.6%	41.4%



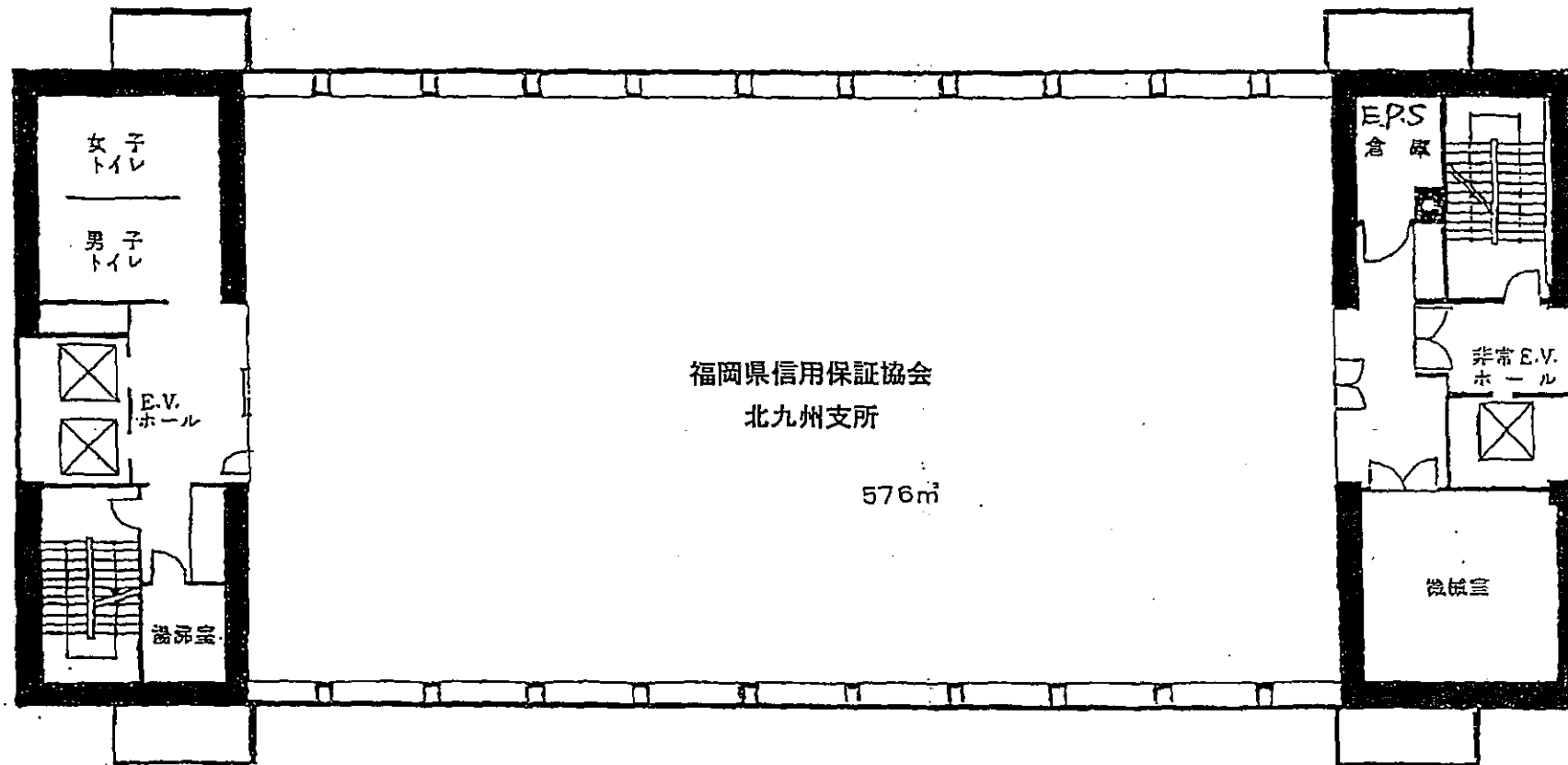


2 階

北九州商工会議所
自動販売機 (1台)

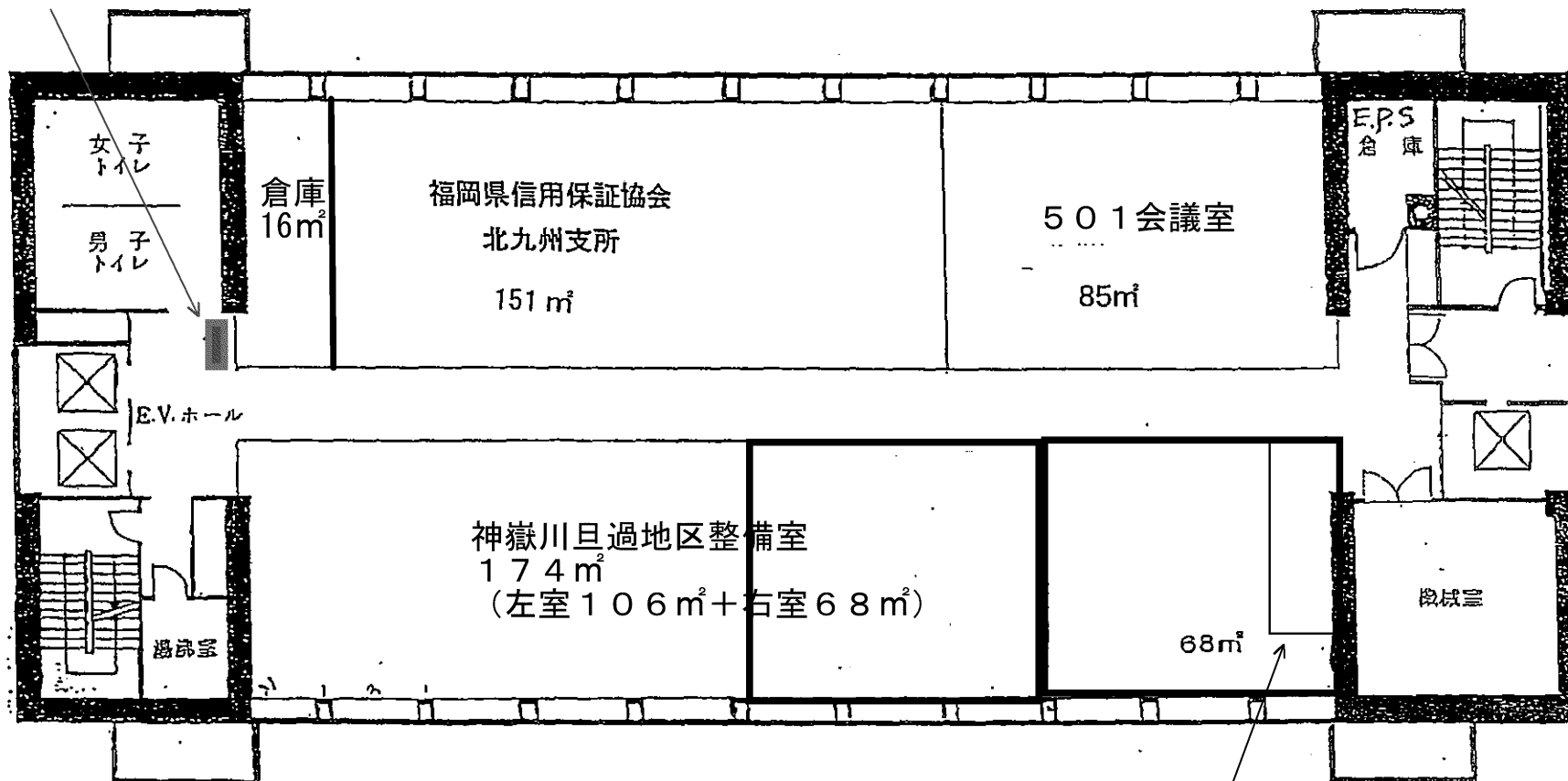


3 階



4 階

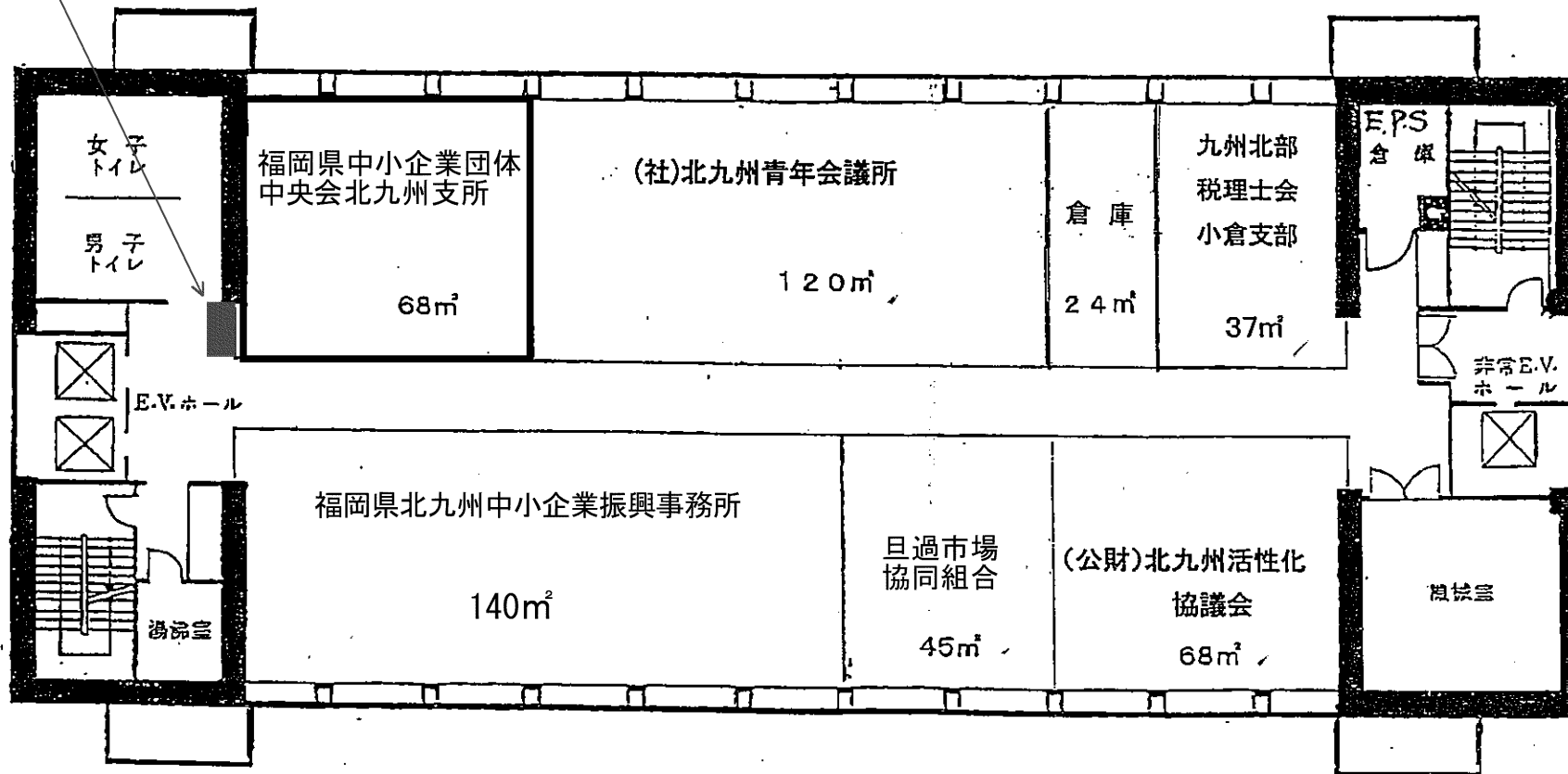
北九州商工会議所
自動販売機1台設置場所



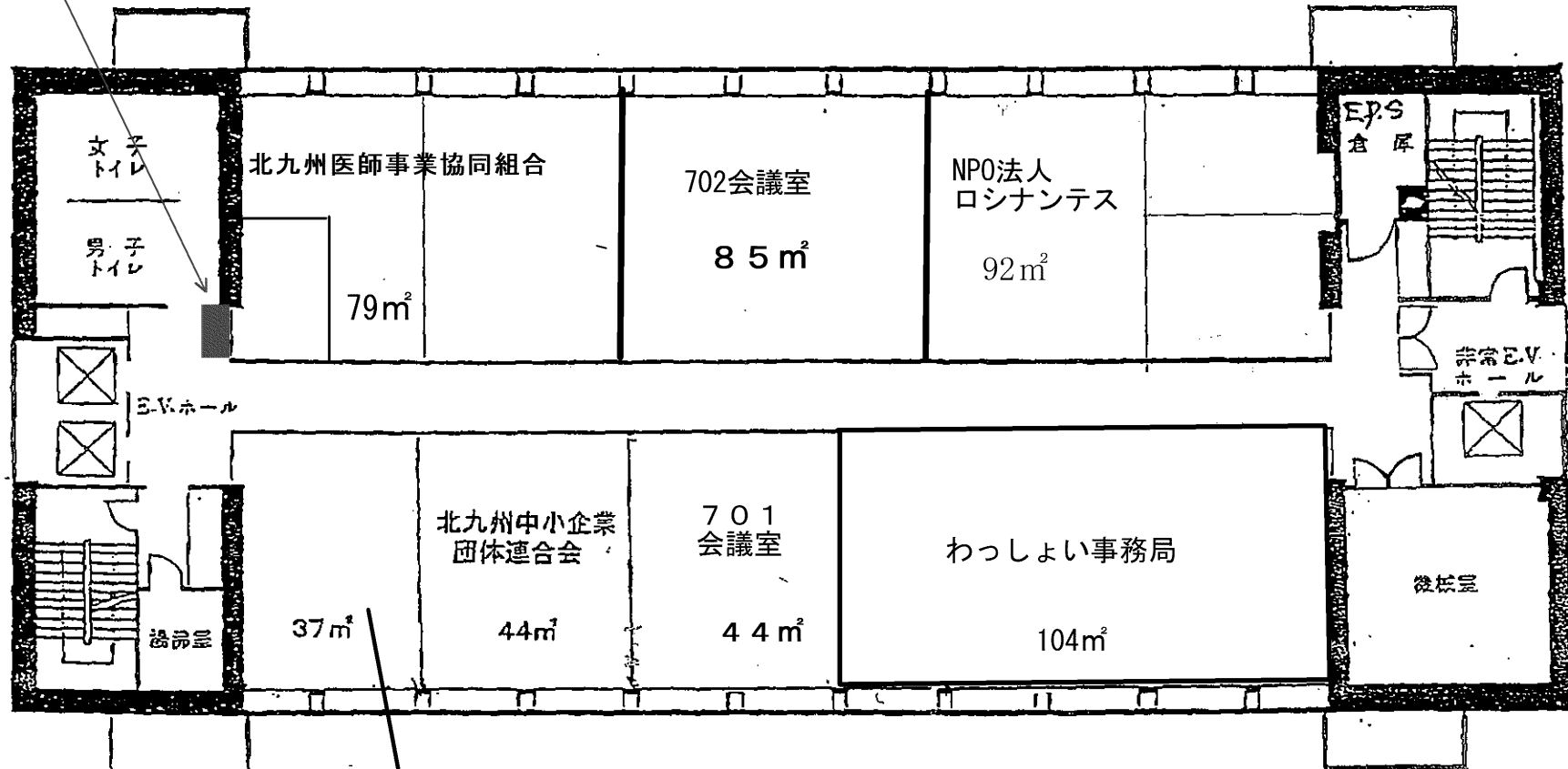
5 階

北九州商工会議所 12m²

北九州商工会議所
自動販売機1台設置場所



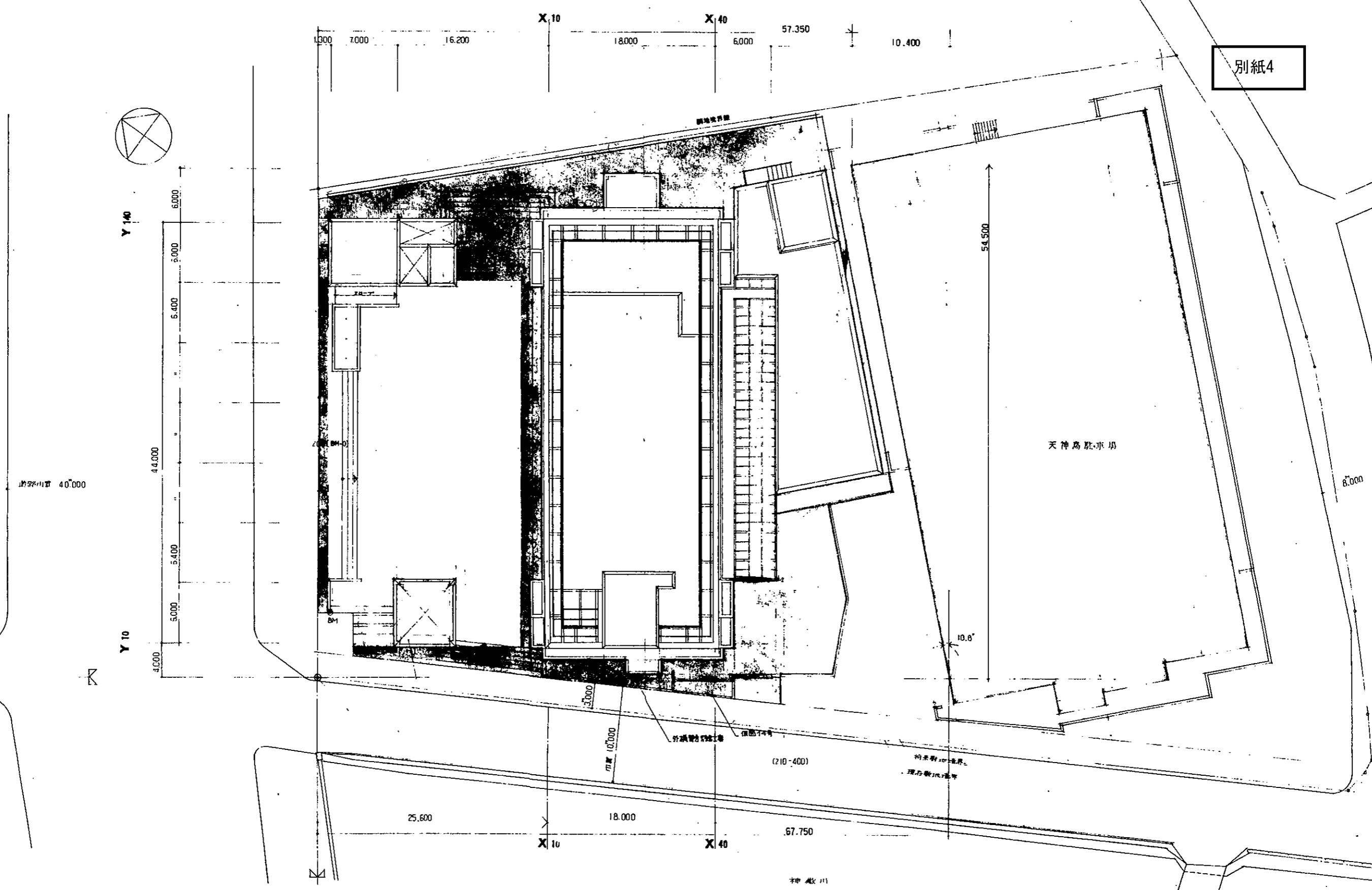
わっしょい百万夏まつり振興会
自動販売機1台設置場所



福岡県北九州中小企業振興事務所

7 階

別紙4



 既存建物
 計画建物

配置図
 縮尺 1:200

工事名	西工貿易会館新築工事	年度	57
種別	配置図	縮尺	1:200
設計者	井田秀美	昭和	年月
北九州市建築局管轄部 管轄課			

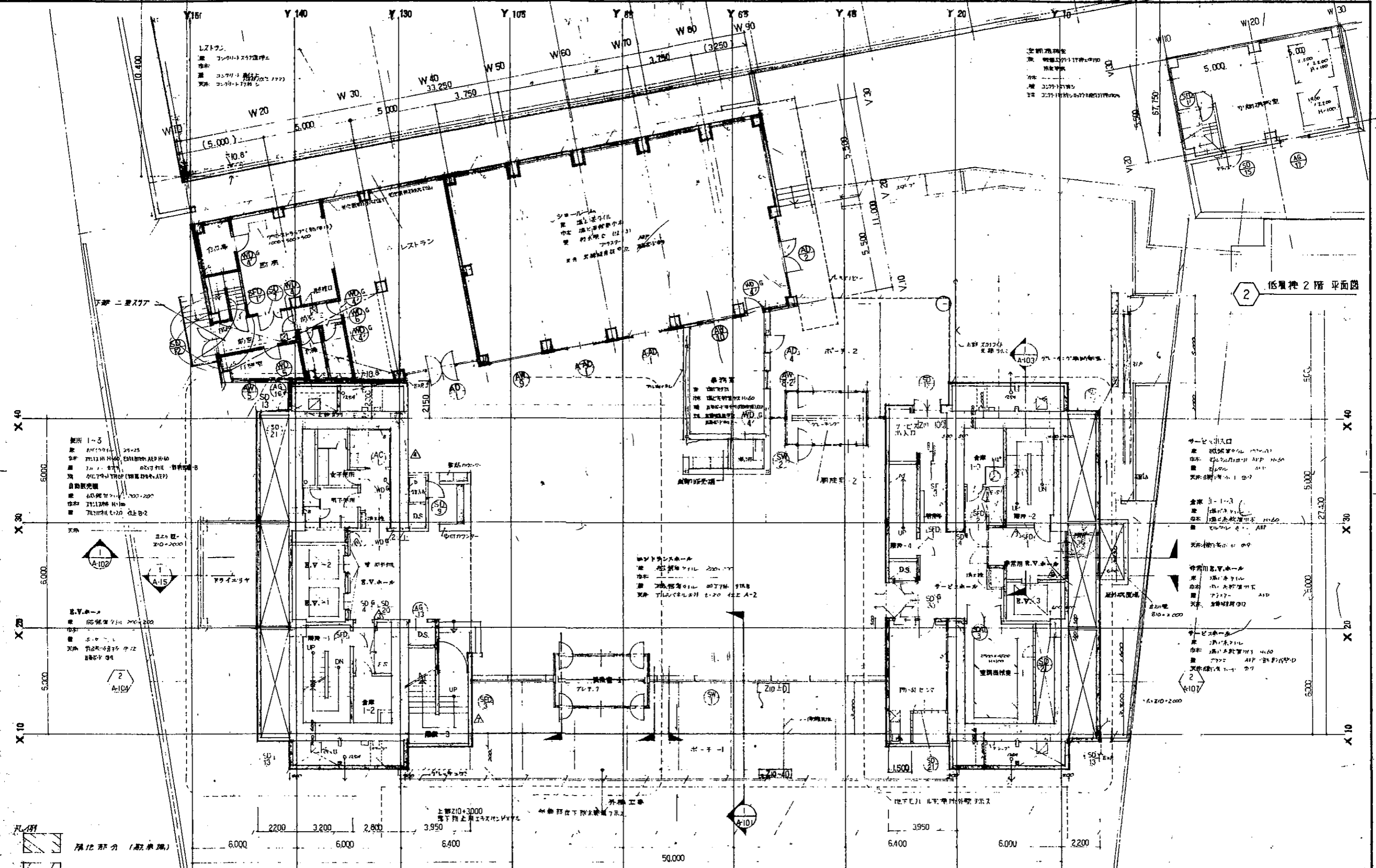
54.500

レストラン
 床 コルテックス272
 巾木 コルテックス177
 天板 コルテックス177

空調設備
 床 吸音材
 巾木 防蟻
 天板 防蟻

ショールーム
 床 吸音材
 巾木 防蟻
 天板 防蟻

2 低層棟 2階 平面図



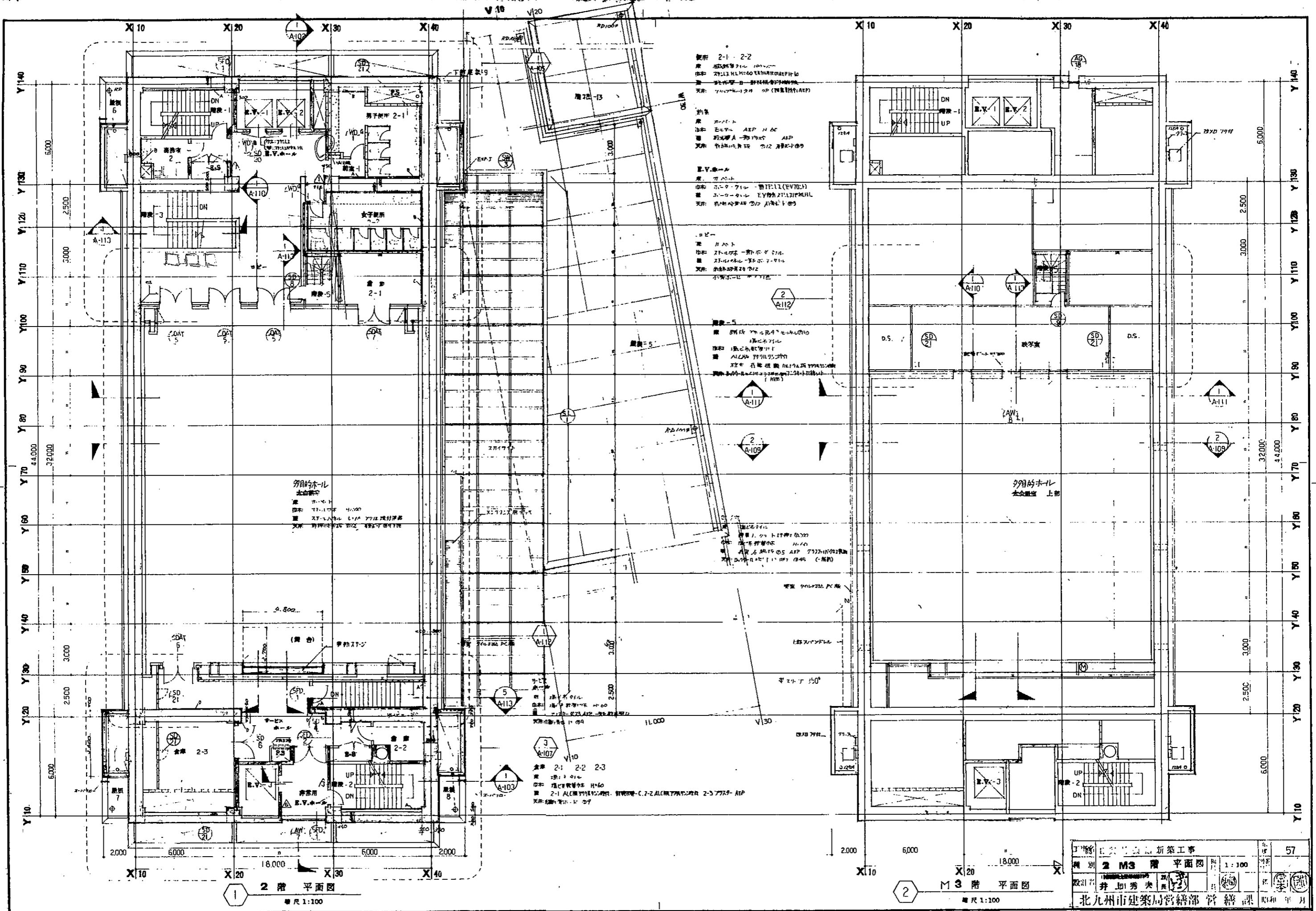
1 1階 平面図
縮尺 1:100

凡例
 斜線部分 (取壊部)
 外構工事 (別注工事)

風除室
 床 防蟻
 巾木 防蟻
 天板 防蟻

防炎ドア
 床 防蟻
 巾木 防蟻
 天板 防蟻

工事名	商工貿易会館新築工事	57
種別	1階 平面図	1:100
設計者	井田秀美	
北九州市建築局管轄部 管轄		



便所 2-1 2-2
 床 磁器貼付
 巾着 2-1はHLH=60 EXH=1000EHPH=10
 2-2はHLH=60 EXH=1000EHPH=10
 天板 2-1はHLH=60 EXH=1000EHPH=10
 2-2はHLH=60 EXH=1000EHPH=10

E.V.ホール
 床 磁器貼付
 巾着 HLH=60 EXH=1000EHPH=10
 天板 HLH=60 EXH=1000EHPH=10

コピー
 床 磁器貼付
 巾着 HLH=60 EXH=1000EHPH=10
 天板 HLH=60 EXH=1000EHPH=10

倉庫 2-1
 床 磁器貼付
 巾着 HLH=60 EXH=1000EHPH=10
 天板 HLH=60 EXH=1000EHPH=10

倉庫 2-2
 床 磁器貼付
 巾着 HLH=60 EXH=1000EHPH=10
 天板 HLH=60 EXH=1000EHPH=10

倉庫 2-3
 床 磁器貼付
 巾着 HLH=60 EXH=1000EHPH=10
 天板 HLH=60 EXH=1000EHPH=10

倉庫 2-4
 床 磁器貼付
 巾着 HLH=60 EXH=1000EHPH=10
 天板 HLH=60 EXH=1000EHPH=10

倉庫 2-5
 床 磁器貼付
 巾着 HLH=60 EXH=1000EHPH=10
 天板 HLH=60 EXH=1000EHPH=10

倉庫 2-6
 床 磁器貼付
 巾着 HLH=60 EXH=1000EHPH=10
 天板 HLH=60 EXH=1000EHPH=10

倉庫 2-7
 床 磁器貼付
 巾着 HLH=60 EXH=1000EHPH=10
 天板 HLH=60 EXH=1000EHPH=10

倉庫 2-8
 床 磁器貼付
 巾着 HLH=60 EXH=1000EHPH=10
 天板 HLH=60 EXH=1000EHPH=10

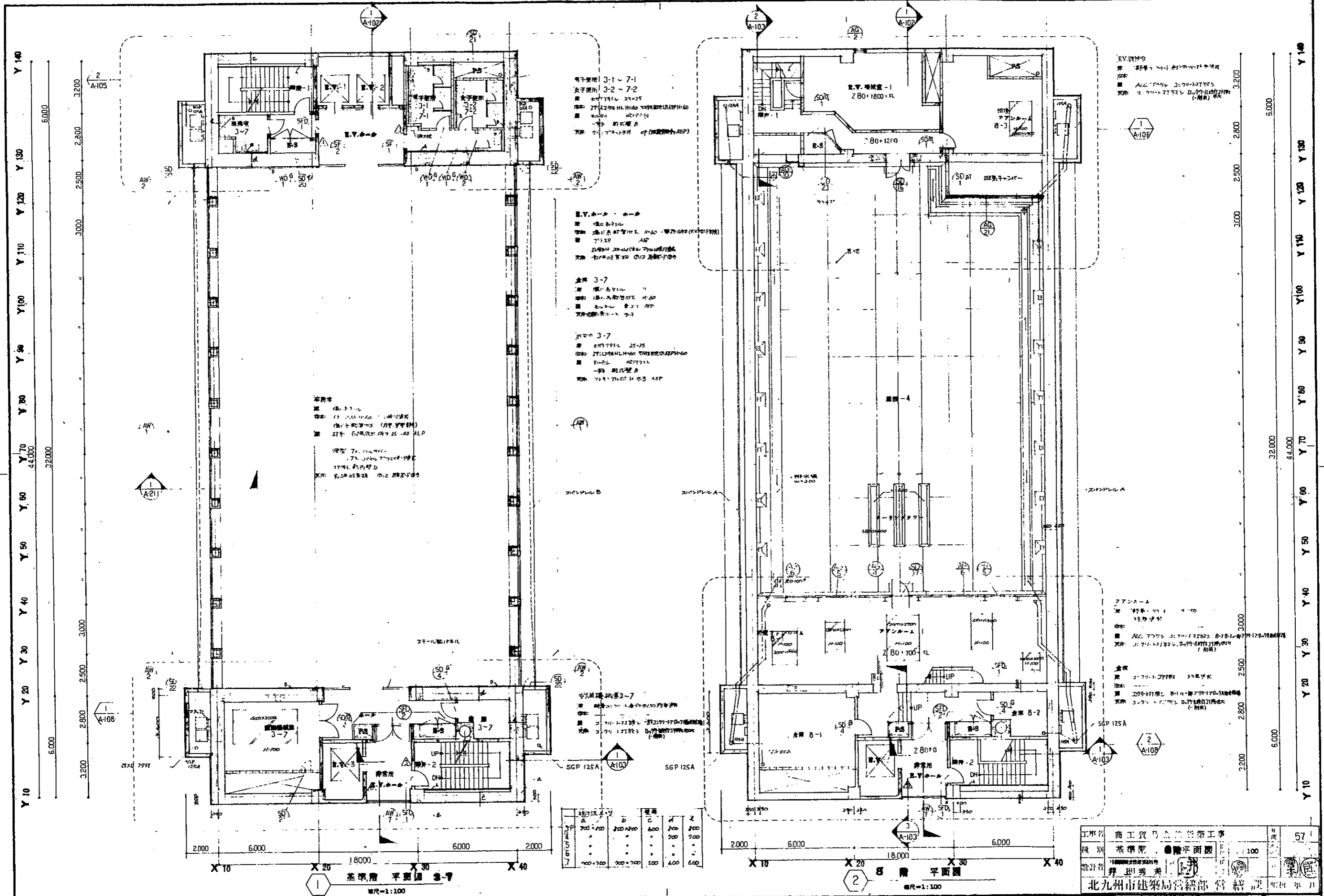
別のホール
 床 磁器貼付
 巾着 HLH=60 EXH=1000EHPH=10
 天板 HLH=60 EXH=1000EHPH=10

別のホール
 床 磁器貼付
 巾着 HLH=60 EXH=1000EHPH=10
 天板 HLH=60 EXH=1000EHPH=10

2階 平面図
 縮尺 1:100

M3階 平面図
 縮尺 1:100

工種	建築工事	57
種別	2 M3階 平面図	1:100
設計者	井加秀夫	
北九州市建築局管轄部 管轄課		



男子便所 3-1 ~ 7-1
 女子便所 3-2 ~ 7-2
 床 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)
 ■ 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)
 天吊 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)

E.V.ホース
 ■ 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)
 ■ 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)
 天吊 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)

倉庫 3-7
 ■ 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)
 ■ 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)
 天吊 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)

倉庫 3-7
 ■ 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)
 ■ 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)
 天吊 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)

等積水
 ■ 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)
 ■ 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)
 天吊 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)

倉庫 3-7
 ■ 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)
 ■ 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)
 天吊 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)

EV.昇降機
 ■ 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)
 ■ 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)
 天吊 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)

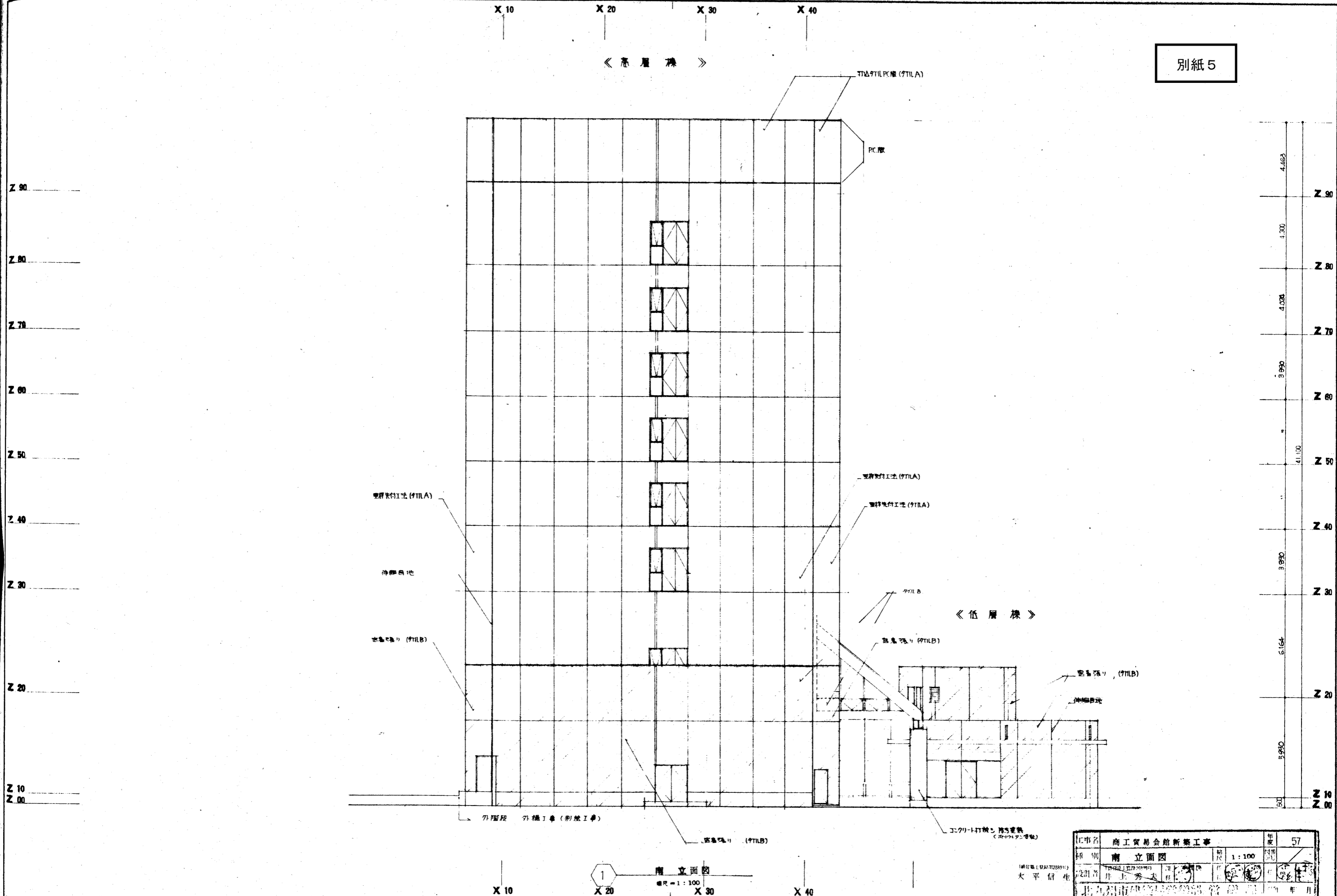
フアンルーム
 ■ 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)
 ■ 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)
 天吊 27.2x27.2 HL H1500 400x400x400 (H1500)

1	2	3	4	5	6	7
200x200	200x200	200x200	200x200	200x200	200x200	200x200
200x200	200x200	200x200	200x200	200x200	200x200	200x200
200x200	200x200	200x200	200x200	200x200	200x200	200x200
200x200	200x200	200x200	200x200	200x200	200x200	200x200
200x200	200x200	200x200	200x200	200x200	200x200	200x200
200x200	200x200	200x200	200x200	200x200	200x200	200x200

基準層 平面図 3-7
 縮尺=1:100

8 層 平面図
 縮尺=1:100

工事名	商工貿易会館新築工事	57
種別	基準階 平面図	100
設計者	坪田秀美	
北九州市建築局管轄部 管轄課		

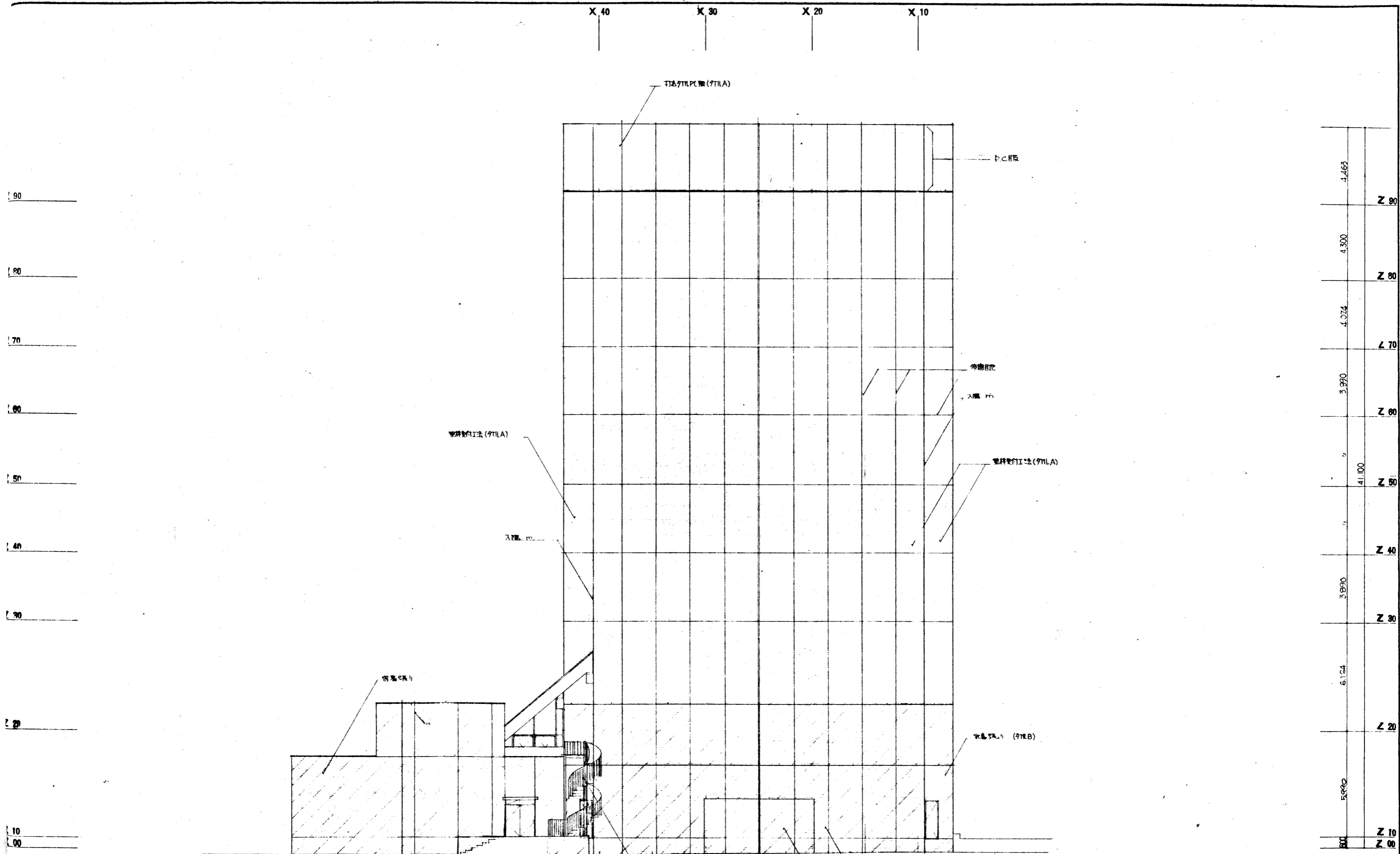


工事名	商工貿易会館新築工事	年度	57
種別	南立面図	縮尺	1:100
設計者	井上秀夫	校印	
監理者		校印	
施工者		校印	
年月		年月	

(株) 岡田新一設計事務所
 一級建築士事務所 登録11070 TEL (03)583-8191
 事務所 27231 岡田新一

商工貿易会館新築工事
 南立面図
 縮尺 1:100

建築工事 OS-7822
 縮尺 1:100 A-11



1 北立面図
 縮尺 = 1:100
 X 40 X 30 X 20 X 10

工事名	商工貿易会館新築工事	図番	57
種別	北立面図	縮尺	1:100
設計者	井上秀夫	監理者	大平信生
北九州市建築局管轄部 管轄課		製図者	井上秀夫

井上秀夫建築事務所

(株) 岡田新一設計事務所
 事務所 福岡市中央区 1070 TEL (093) 583-8191
 岡田新一

商工貿易会館新築工事
 北立面図

建築工事 OS-7822
 縮尺 = 1:100 A-13

